

| | | |
|-------------------|---|--|
| 第 231 号 | Super Highway J R 東労組バス関東本部 |  J R 東労組ホームページ |
| 発行日 2025. 6.26 | | |

申 12 号 2024 年度分会大会発言等に関する申し入れ

第 2 回団体交渉

本日 10 時より東京駅会議室において、申 12 号の議論を行ってきました。

1. ドライブレコーダーで記録した映像については、取扱い基準を厳守し、厳正に取り扱うこと。また、ドライブレコーダーで記録した映像については、管理者以外が閲覧する場合は、必ず管理者が同席し、必要以外の映像を閲覧しないこと。

→取扱いについては、平成 28 年の総務通達から変わっていない。第三者に流さない、管理者だけが見る、警察等からの照会に対しても然るべき書面をもって開示していくとしている。用件も無いのにドラレコを見るというのはダメ。個人情報取り扱い規程を基に、間違った取り扱いをしている部分については注意する。

2. 制服の着用基準について、営業範囲が広いことから、着用基準を見直し、地域や寒暖差の対応ができるものとする。

→来夏の制服切り替えのタイミングで着用方についても考えを変えていく。地域や日によって温度差が激しいのも理解はしている。体調管理の為に何とかしたいが、あまり緩くしてしまうと、お客様がどう見ているかは意識している。

3. 地方支店から東京地区へ転勤した組合員の基本給が、後から採用された東京地区直採用社員より低くなるため是正すること。

→提案した際の資料通りにやっていく。高速バス統括本部になった際には、新城・鹿嶋・水戸・いわき在勤者も東京の最低賃金に合わせることにすると理解している。同一労働同一賃金は、基本給は違っていい、手当や休日日数などは合わせなさいというもの。

以上

※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。

J R バス関東で働く仲間を一つに！